

令和3年度群馬県立歴史博物館 博物館実習実施要項

1 目的

将来、学芸員を目指す学生に対して、博物館学の内容がいかに博物館活動の中で生かされているかを自分の目で確かめ、博物館における実際の業務を体験し、博物館の現状と課題について考える機会を提供する。

2 定員

12名程度とする。ただし、原則として1大学2名とし、群馬県内に所在する大学については4名程度として申し込み順に受け入れる。

3 実習期間

令和3年8月31日（火）～9月7日（火）
〔9月4日（土）・5日（日）・6日（月）を除く5日間〕

4 実習内容

- (1) 博物館の業務と目的を理解するために必要な事項。
- (2) 学芸員の仕事への理解を深める事項。
- (3) その他、博物館に関する事項。

5 実習申込受付期間

令和3年5月7日（金）まで

6 申込条件

- (1) 群馬県内に所在する大学の学生又は群馬県出身の学生であること（大学院生含む）。
- (2) 本館が定める全期間において実習可能であること。
- (3) 原則として、博物館学芸員資格に必要な科目の内、博物館実習（実務実習）を除く全ての必修科目・単位が履修済みであること。
- (4) 大学において歴史学系の科目を履修済みであり、歴史学又は歴史学関連諸科学に関する知識を有すること。

7 申込方法

当館の実習担当職員に電話をしたうえで、本人が来館して、個別に事前打ち合わせを行う。その際に所定の「博物館実習希望申込書」及び履歴書（顔写真付き）を持参すること。博物館実習（実務実習）を除く全ての必修科目・単位の取得及び事前打ち合わせの実施をもって受入内定とする。

8 受入から実習までの流れ

- (1) 受入内定者は、実習実施年度の5月末日までに大学の実習担当事務局を通じ、当館館長宛の正式な依頼文に単位修得証明書を添えて実習担当へ送付すること。
- (2) 正式な依頼文を受領後、受入決定通知を大学の実習担当事務局へ通知する。
- (3) 受入決定通知を受け取った学生は、実習前のオリエンテーション（合同）に必ず出席すること。

9 その他

- (1) 実習にかかる費用・謝金等は不必要である。
- (2) 実習生に対する評価は行わない。
- (3) 実習態度が不適切な実習生は、受け入れを取り止めることがある。
- (4) 実習中の事故等が生じた場合、その責任は本人及び所属大学が負うものとする。
- (5) 実習生への連絡等は、原則として在籍する大学を通して行う。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実習の2週間前から「行動記録表」を記入し（様式は当館で配布）、実習当日持参すること。提出がなかった場合は実習を行わない。また、記載内容により、感染症対策上実習できないと判断する場合もある。
- (7) 大学は、実習前の学生の行動について、事前の指導を徹底すること。
- (8) 新型コロナウイルスの流行状況を考慮し、実習及び実習内容について中止または変更する場合がある。
- (9) この要項は、当館HPにおいても掲載する。

10 申込先及び問い合わせ先

群馬県立歴史博物館：〒370-1293 群馬県高崎市綿貫町992番地1

Tel 027-346-5522/FAX 027-346-5534 担当：学芸係 石田